

---

プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発の要否**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、四半期会計基準等と中間会計基準等を統合した会計基準等の開発に着手するか否か及び着手する場合の開発方針について、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. これまでの経緯

2. 2024 年 3 月 22 日に公表した中間会計基準等では、開発にあたっての基本的な方針として、改正後の金融商品取引法に基づく半期報告書制度を前提としたため、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間（中間会計期間）とする中間財務諸表に係る会計処理を定めることを原則とした。
3. ただし、期首から 6 か月間を 1 つの会計期間（中間会計期間）とした場合と、四半期会計基準等に従い第 1 四半期決算を前提に第 2 四半期の会計処理を行った場合とで差異が生じる可能性がある項目については、改正後の金融商品取引法の成立日から施行日までの期間が短期間であることから、会計処理の見直しにより企業の実務負担が生じないよう従来の四半期での実務が継続して適用可能となる取扱いを定めており、そのうち一部の項目については、経過措置として定めた。
4. これにより、上場会社においては、金融商品取引法に基づく中間財務諸表は中間会計基準等により作成されることになるが、四半期決算短信については金融商品取引所の定める規則に従い四半期会計基準等に準拠して<sup>1</sup>作成されることになる。
5. この点、上場会社及び財務諸表利用者から中間決算と四半期決算は同じ会計基準等に基づいて行うべきであるとの意見が聞かれていたことから、公開草案の公表時に、

---

<sup>1</sup> 有価証券上場規程施行規則（東京証券取引所）別添 9 四半期財務諸表等の作成基準第 4 条参照。

（四半期財務諸表等の作成）

第 4 条 上場会社は、次に掲げる事項に従い、四半期財務諸表等及び注記を作成するものとする。

(1) 企業会計基準委員会が定める企業会計基準第 12 号「四半期財務諸表に関する会計基準」（以下「企業会計基準第 12 号」という。）に準拠するものとする。

以下の今後の基準開発の方向性についても意見を募集した。

本公開草案が会計基準等（以下「中間会計基準等」という。）として確定した後、企業の報告頻度（中間又は四半期）が異なることにより生じる中間会計基準等と四半期会計基準等の取扱いの差異を解消するため、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等（以下「(仮称)期中財務諸表に関する会計基準等」という。）を開発し、取扱いを統一することが考えられる。統一の方法には複数の方法が考えられるが、国際的な会計基準におけるIAS第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」という。）においては、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとすることが原則とされており（IAS第34号第28項）、この原則を採用することが考えられる<sup>2</sup>。この方法によった場合には、本公開草案で経過措置を設けている次の4つの会計処理の取扱いの変更を検討することが考えられる。

- (1) 有価証券の減損処理に係る中間切放し法
- (2) 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法
- (3) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理
- (4) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理

### III. 中間会計基準等と四半期会計基準等の統合の要否

#### 事務局の分析

##### (前提)

6. 中間決算と四半期決算に適用する会計基準等の開発にあたっては、次の2つが前提になると考えられる。

- (1) 金融商品取引法に基づく半期報告書制度に適用できるようにするため、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として作成する中間財務諸表に適用可能な会計処理を定めることを原則とする。
- (2) 中間会計基準等の経過措置は、改正後の金融商品取引法の成立日から施行日までの期間が短期間であることを理由に定めていたが、経過措置は短期的な取扱いであるため、経過措置としてそのまま残すことは困難である。

##### (寄せられたコメント)

<sup>2</sup> IAS第34号第28項の原則の採用を検討するものであり、IAS第34号の個々の取扱いを取り入れるかどうかを検討するものではない。

7. 今後の基準開発の方向性について、公開草案の意見募集では次の意見が寄せられた。
  - (1) 中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等を開発し、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用するという提案に賛成する意見
  - (2) 中間会計基準等と四半期会計基準等の統合の提案に賛成するが、財務諸表作成者の実務負担の観点から、中間会計基準等に定められた経過措置の取扱いをそのまま残すことを求める意見
  - (3) 中間財務諸表にも現行の四半期会計基準等をそのまま適用できるように改正するという代替案を提案する意見

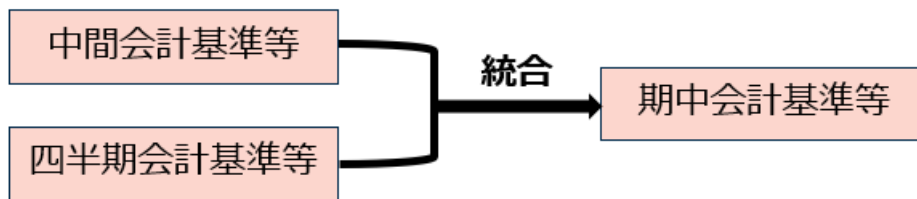
#### **(寄せられたコメントの分析)**

8. 前項のとおり、いずれの意見も会計基準等の開発の方法についての意見の相違はあるものの、中間決算と四半期決算で同じ会計基準等に基づき決算ができるようにするという方向性については反対していないと考えられる。
9. 一方で、中間決算と四半期決算に適用する会計基準等の開発にあたっては、本資料の第6項(1)に記載のとおり期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として作成する中間財務諸表に適用可能な会計処理を定めることが前提となるため、本資料の第7項(3)の方法を採用することは困難であると考えられる。
10. また、本資料の第6項(2)に記載のとおり、中間会計基準等において定められた経過措置を経過措置としてそのまま残すことは困難であるため、本資料の第7項(2)の方法を採用することは困難であると考えられる。

#### **事務局の提案**

##### **(統合の要否)**

11. 以上の分析を踏まえ、会計基準等の開発の方法についての意見の相違はあるものの、中間決算と四半期決算で同じ会計基準等に基づき決算ができるようにするという方向性については反対していないと考えられるため、中間会計基準等と四半期会計基準等を統合した期中財務諸表に関する会計基準等（以下「(仮称) 期中会計基準等」という。）の開発を行うことが考えられるがどうか。なお、(仮称) 期中会計基準等の適用時には、中間会計基準等及び四半期会計基準等の適用を終了することが考えられる。


**(開発にあたっての基本的な方針)**

12. 金融商品取引法改正前の特定事業会社以外の上場企業において、金融商品取引法に基づく四半期報告書及び金融商品取引所の定める規則に基づく四半期決算短信の四半期財務諸表は、いずれも四半期会計基準等に基づき作成されていたため、四半期財務諸表の会計処理は整合していたと考えられる。
13. 一方、本資料第4項に記載のとおり、金融商品取引法改正後の上場会社においては、金融商品取引法に基づく中間財務諸表と金融商品取引所の定める規則に基づく第1四半期及び第3四半期の四半期に係る財務情報の作成が求められている。この場合、本資料第3項に記載のとおり、期首から6か月間を1つの会計期間（中間会計期間）として中間財務諸表を作成した場合と、四半期会計基準等に従い第1四半期決算を前提に第2四半期の会計処理を行った場合とで差異が生じる可能性があるが、同じ企業が作成する期中の財務諸表であるにも関わらず金融商品取引法と金融商品取引所の定める規則のいずれに基づくかにより会計処理に不整合が生じることは適切ではないと考えられる。
14. このため、金融商品取引法に基づく中間財務諸表と金融商品取引所の定める規則に基づく四半期に係る財務情報の会計処理が同一の結果となるように、（仮称）期中会計基準等の開発にあたっては、企業の報告の頻度（年次、半期、又は四半期）によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用することが考えられるがどうか。
15. 前項の原則を採用した場合に、会計処理に影響がある可能性があると考えられる取扱いについては、中間会計基準等の開発時に検討を行っており、検討の結果、経過措置を定めることとした（本資料第3項及び第5項参照）。当該経過措置の取扱いについて、公開草案に寄せられたコメントでは（仮称）期中会計基準等においても継続適用できるようにすべきとの意見があるため、前項の原則に照らして、（仮称）期中会計基準等でどのように本文に取り込めるかを個別に検討することが考えられるがどうか。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 6 項から第 15 項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

**IV. 中間会計基準等において経過措置として定められた取扱い****経過措置**

16. 前項で個別に検討することとした取扱い（中間会計基準等において定められた経過措置）は、次のとおりである。
  - (1) 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理（中間適用指針第 61 項）
  - (2) 未実現損益の消去における簡便的な会計処理（中間適用指針第 64 項）
  - (3) 有価証券の減損処理に係る切放し法（中間適用指針第 62 項）
  - (4) 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法（中間適用指針第 63 項）
17. 本資料第 16 項(1)及び(2)の取扱いは、四半期会計基準等において、四半期財務諸表は年度の財務諸表に比べ適時性が求められることから、企業団体の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する財務諸表利用者の判断を誤らせない場合に認められていた簡便的な会計処理(四半期会計基準第 9 項及び第 20 項参照)を、中間会計基準等において継続して適用できるように定められた経過措置である。
18. 一方、本資料第 16 項(3)及び(4)の取扱いは、中間期財務諸表は、原則として年度の財務諸表の作成にあたって採用する会計方針に準拠しなければならないとされていることを踏まえ、有価証券及び棚卸資産の評価に関して切放し法の適用が認められていることに関連して定められた経過措置である。
19. 前 2 項のとおり、本資料第 16 項(1)及び(2)の簡便的な会計処理と本資料第 16 項(3)及び(4)の資産の評価における切放し法の取扱いは、取扱いが定められた背景が異なると考えられるため、次項以降では両者を分けて分析を行う。

**簡便的な会計処理****(事務局の分析)**

20. 本資料第 16 項(1)及び(2)の取扱いは、年度では原則的な方法による測定が求めら

れるなかで、期中会計期間末においては会計上の見積方法として簡便的な取扱いを認めたものであり、年度の見積金額の測定には影響しないと考えられる。このため、本資料第16項(1)及び(2)の取扱いは、企業の報告の頻度によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則と不整合な取扱いではないと考えられる。これらを踏まえ、それぞれの取扱いについて追加的な分析を行う。

#### 一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理

21. 四半期適用指針では、「四半期財務諸表の性格として『実績主義』の考え方を基本としていることから（会計基準第39項）、一般債権の貸倒見積高についても、各四半期会計期間末における貸倒実績率等の合理的な基準により算定することになる」ものの、四半期財務諸表に求められる開示の迅速性の観点から、次の2つの簡便的な会計処理を認めていた（四半期適用指針第3項及び第84項参照）。
  - (1) 一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、四半期会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。
  - (2) 前年度の貸倒実績率等と著しく変動したことにより見直しを行った後の四半期会計期間において、当該見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。
22. 中間適用指針では、四半期財務諸表と同様に適時性に係る強い制約があることを踏まえ、前項(1)の方法は引き継いだ（中間適用指針第3項及びBC3項）が、前項(2)については「金融商品取引法では四半期報告書制度が廃止されるため、前四半期の決算において算定した基準等を中間会計期間において使用することは、決算日以外の期中の特定の日において算定した実績率等を使用することとなり、使用する実績率として適切ではないと考えられる」ことから、当該取扱いをそのまま引き継がないこととした。しかしながら、「簡便的な会計処理は、財務諸表利用者の判断を誤らせないことを条件として認められたものであることから、引き続き簡便的な処理を認めたとしても財務諸表利用者の判断を誤らせるものではないと考えられる」ことを理由として、本資料第16項(1)の経過措置として認めていた（中間適用指針第61項及びBC3項参照）。
23. 前項のとおり、経過措置として認めていた取扱いは、金融商品取引法上は決算日以外の期中の特定の日において算定した基準等を使用することとなるが、当該取扱い

が期中会計期間末における一般債権の貸倒見積高の簡便的な見積方法であることを踏まえると、前年度の貸倒実績率等と著しく変動したことにより期中において貸倒実績率等の合理的な基準の見直しが行われている場合には、見直しを行った後の期中会計期間末において当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準の使用を認めることが考えられる。

#### **未実現損益の消去における簡便的な会計処理**

24. 年度の連結財務諸表においては、「連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産、固定資産その他の資産に含まれる未実現損益は、その全額を消去する」（企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」第36項参照）とされているが、四半期適用指針では、中間連結作成基準注解（注2）ロにおいて認められていることを理由として、連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産に含まれる未実現損益の消去について、損益率を合理的に見積もって計算することを認めていた。また、中間財務諸表よりも適時性に係るより強い制約があることから、「前年度又は直前の四半期会計期間から取引状況に大きな変化がないと認められる場合」に、次の3つの簡便的な損益率を使用して計算することも認めていた（四半期適用指針第30項及び第103項参照）。
- (1) 合理的な予算制度に基づいて算定された損益率
  - (2) 前年度の損益率
  - (3) 直前の四半期会計期間の損益率
25. 中間適用指針では、四半期財務諸表と同様に適時性に係る強い制約があることを踏まえ、前項(1)及び(2)の方法は認めていた（中間適用指針第30項及びBC3項）が、前項(3)については本資料第22項と同様の理由により、本資料第16項(2)の経過措置として認めていた（中間適用指針第64項及びBC3項参照）。
26. 前項のとおり、経過措置として認めていた取扱いは、金融商品取引法上は決算日以外の期中の特定の日において算定した基準等を使用することとなる。しかしながら、当該取扱いが期中会計期間末における損益率の簡便的な見積方法であり、実績値と異なる合理的な予算制度に基づいて算定された損益率の使用も認めていることを踏まえると、前年度から取引状況に大きな変化があり期中において損益率の見直しが行われている場合には、見直し後の損益率の使用を認めることが考えられる。

#### **(事務局の提案)**

#### **一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理**

27. 本資料第 21 項から第 23 項の分析を踏まえ、中間適用指針で経過措置として定められた本資料第 16 項(1)の簡便的な会計処理については、当該取扱いが一般債権の貸倒見積高の簡便的な見積方法であることを踏まえ、(仮称) 期中会計基準等においても認めることとしてはどうか。
28. 具体的な文案イメージは次のとおりである。

(HP では非公表)

#### 未実現損益の消去における簡便的な会計処理

29. 本資料第 24 項から第 26 項の分析を踏まえ、中間適用指針で経過措置として定められた本資料第 16 項(2)の簡便的な会計処理については、当該取扱いが損益率の簡便的な見積方法であり、実績値と異なる合理的な予算制度に基づいて算定された損益率の使用も認めていることを踏まえ、(仮称) 期中会計基準等においても認めることとしてはどうか。
30. 具体的な文案イメージは次のとおりである。

(HP では非公表)

#### **ディスカッション・ポイント**

本資料第 20 項から第 30 項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

#### **有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法**

##### **(事務局の分析)**

31. 本資料第 14 項の企業の報告の頻度によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則を採用する場合には、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る期中会計期間末の会計処理は洗替え法が原則になると考えられる。
32. 一方、期中会計期間末に切放し法を採用した場合には、企業の報告の頻度によって会計処理の結果が異なることになると考えられるため、本資料第 16 項(3)及び(4)の経過措置だけでなく、中間会計基準等で認められていた中間切放し法も含め、期中会計期間末における切放し法は前項の原則と整合しないと考えられる。



33. 前 2 項を踏まえると、(仮称) 期中会計基準等においては、有価証券の減損処理及び棚卸資産の簿価切下げに係る方法は、企業の報告の頻度によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則に従い、洗替え法が原則になり切放し法は認められないことになると考えられる。
34. しかしながら、公開草案に寄せられたコメントでは、コストの削減や開示の効率化の観点から四半期開示を見直すために金融商品取引法が改正されたのであり、これまで四半期財務諸表の作成にあたり認められていた会計処理を変更することを要求することは、法改正の趣旨と整合せず、企業の財務諸表作成負担の増加につながる可能性が高いとの意見があった。このような意見を踏まえると、切放し法を認めないこととするかどうかについては、追加的な検討を行うことが考えられる。

#### **有価証券の減損処理に係る切放し法**

35. 有価証券の減損処理は、年度末においては切放し法のみであるが、中間会計基準等及び四半期会計基準等では、原則として年度決算の会計方針と同様の方法を適用するという考え方と関連諸制度との整合性も考慮し、継続適用を条件として、洗替え法と切放し法の選択適用が認められていた（四半期適用指針第 85 項参照）。
36. ここで、従前から中間会計期間末及び四半期会計期間末において洗替え法を適用している場合は、(仮称) 期中会計基準等を適用後も洗替え法を継続することとなるため、追加的な負担は生じないと考えられる。一方、従前から切放し法を適用している場合は、洗替え法への変更により追加的な負担が発生する可能性もあると考えられるが、コストの削減や開示の効率化という金融商品取引法の改正の趣旨を踏まえると、企業の追加的な負担が生じないように例外的な取扱いを認めることも必ずしも否定されるものではないとも考えられる。
37. また、従前から期中会計期間末に切放し法を選択していた企業においては、これまで会計方針の選択にあたり、切放し法が企業の財政状態及び経営成績を正しく示すと判断して適用していたと考えられるが、制度改正により金融商品取引法に基づく中間財務諸表と金融商品取引所の定める規則に基づく四半期に係る財務情報の 2 つの財務情報が開示されることに伴い洗替え法が原則となるとしても、これまでの会計方針の選択の判断が必ずしも否定されるものではないと考えられる。
38. このため、企業の報告の頻度によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則に基づき、洗替え法を原則としつつ、従前から期中会計期間末において切放し法を採用している場合には、例外的に継続適用を認めることが考えられる。この場合には、例外的な会計処理を選択することとなるため、その旨を開示す

ることが考えられる。

#### 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法

39. 棚卸資産の簿価切下げについては年度決算において洗替え法と切放し法の選択適用が認められており、中間会計基準等及び四半期会計基準等では、年度で洗替え法を選択している場合には中間会計期間末及び四半期会計期間末も洗替え法によるとされ、年度で切放し法を選択している場合には中間会計期間末及び四半期会計期間末に洗替え法と切放し法の選択適用が認められていた。
40. したがって、従前から年度で切放し法を選択している場合で、期中会計期間末に洗替え法を選択しているときは、有価証券の減損処理と同様の理由（本資料第 36 項及び第 37 項参照）により、従前から期中会計期間末に切放し法を採用していた企業が当該取扱いを継続することも、必ずしも否定されるものではないと考えられる。
41. このため、企業の報告の頻度によって、年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則に基づき、洗替え法を原則としつつ、従前から期中会計期間末において切放し法を採用している場合には、例外的に継続適用を認めることが考えられる。この場合には、例外的な会計処理を選択することとなるため、その旨を開示することが考えられる。

#### **(事務局の提案)**

#### 有価証券の減損処理に係る切放し法

42. 本資料第 31 項から第 38 項の分析を踏まえ、企業の報告の頻度によって年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則に従い、洗替え法を原則的な取扱いとすることが考えられるがどうか。また、従前から期中会計期間末において切放し法を採用していた企業が当該取扱いを継続することは、必ずしも否定されるものではないと考えられるため、次の取扱いとすることが考えられるがどうか。
- (1) 従前から期中会計期間末において切放し法を採用している場合には、例外的に継続適用を認める。
- (2) 期中会計期間末において切放し法を採用している場合には、その旨を注記する。
43. 具体的な文案イメージは次のとおりである。

(HP では非公表)

#### 棚卸資産の簿価切下げに係る切放し法

44. 本資料第 31 項から第 34 項及び第 39 項から第 41 項の分析を踏まえ、企業の報告の頻度によって年次の経営成績の測定が左右されてはならないとする原則に従い、洗替え法を原則的な取扱いとすることが考えられるがどうか。また、従前から期中会計期間末において切放し法を採用していた企業が当該取扱いを継続することは、必ずしも否定されるものではないと考えられるため、棚卸資産の簿価切下げに係る会計処理について、次の取扱いとすることが考えられるがどうか。

(1) 年度の会計処理と同じ会計処理を採用するという原則にも一定の合理性があると考えられることから、従前から期中会計期間末において切放し法を採用している場合には、例外的に継続適用を認める。

(2) 期中会計期間末において切放し法を採用している場合には、その旨を注記する。

45. 具体的な文案イメージは次のとおりである。

(HP では非公表)

#### ディスカッション・ポイント

本資料第 31 項から第 45 項に記載した事務局の分析及び提案について、ご意見を伺いたい。

以 上

**別紙**

1. 中間適用指針で定められた経過措置及び関連するものは次のとおりである。

**一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理**

3. 中間会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高は、一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、中間会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

**有価証券の減損処理に係る中間切放し法と中間洗替え法**

4. 中間会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入れに関しては、中間切放し法と中間洗替え法の2つがある。中間切放し法とは、減損処理を行った後の中間会計期間末の帳簿価額を時価等に付け替えて、当該銘柄の取得原価を修正する方法である。また、中間洗替え法とは、中間会計期間末における減損処理に基づく評価損の額を年度決算において戻し入れ、当該戻入れ後の帳簿価額と年度末の時価等を比較して減損処理の要否を検討する方法である。

中間会計期間末における有価証券の減損処理にあたっては、中間切放し法と中間洗替え法のいずれかの方法を選択適用することができる。この場合、いったん採用した方法は、原則として継続して適用する必要がある。

**棚卸資産の簿価切下げに係る洗替え法と切放し法**

7. 年度決算において、棚卸資産の簿価切下げに洗替え法を適用している場合は、中間会計期間末においても洗替え法による。

また、年度決算において切放し法を適用している場合は、中間会計期間末において、洗替え法と切放し法のいずれかを選択適用することができる。この場合、いったん採用した方法は、原則として継続して適用する必要がある。なお、中間会計期間で洗替え法を採用して評価損を計上した場合、年度決算では、当該評価損戻入れ後の帳簿価額と年度末の棚卸資産の正味売却価額（市場価格が観察できないときの合理的に算定された価額及び年度末において再調達原価によっている場合の再調達原価を含む。以下同様）を比較して簿価切下げの要否を判断することとなる。

**未実現損益の消去における簡便的な会計処理**

28. 連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産に含まれる中間会計期間末における未実現損益の消去にあたっては、中間会計期間末在庫高に占める当該棚卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積って計算することができる。また、前年度から取引状況に大きな変化がないと認められる場合には、前年度の損益率や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算することができる。

**経過措置**

61. 第3項の定めにかかわらず、第1四半期の貸倒実績率等と著しく変動していないと

考えられる場合には、第1四半期の貸倒実績率等の合理的な基準を使用して中間会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高を算定することができる。

62. 第4項の定めにかかわらず、中間会計期間末における有価証券の減損処理について、第1四半期の末日において切放し法を適用したものととして中間会計期間末において切放し法を適用することができる。
63. 第7項の定めにかかわらず、棚卸資産の簿価切下げについて、第1四半期の末日において切放し法を適用したものととして中間会計期間末において切放し法を適用することができる。
64. 第28項の定めにかかわらず、第1四半期から取引状況に大きな変化がないと認められる場合には、連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産に含まれる中間会計期間末における未実現損益の消去について、第1四半期における損益率を使用して計算することができる。

2. また、上記に関連する四半期適用指針の定めは次のとおりである。

**(一般債権の貸倒見積高の算定における簡便的な会計処理)**

3. 四半期会計期間末における一般債権に対する貸倒見積高は、次のように算定することができる。
- (1) 一般債権の貸倒実績率等が前年度の財務諸表の作成において使用した貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、四半期会計期間末において、前年度末の決算において算定した貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。
- (2) 前年度の貸倒実績率等と著しく変動したことにより見直しを行った後の四半期会計期間において、当該見直し後の貸倒実績率等と著しく変動していないと考えられる場合には、当該見直し後の貸倒実績率等の合理的な基準を使用することができる。

**(有価証券の減損処理に係る四半期切放し法と四半期洗替え法)**

4. 四半期会計期間末に計上した有価証券の減損処理に基づく評価損の戻入に関しては、四半期切放し法と四半期洗替え法の2つがある。四半期切放し法とは、減損処理を行った後の四半期会計期間末の帳簿価額を時価等に付け替えて、当該銘柄の取得原価を修正する方法である。また、四半期洗替え法とは、四半期会計期間末における減損処理に基づく評価損の額を翌四半期会計期間の期首に戻し入れ、当該戻入れ後の帳簿価額と四半期会計期間末の時価等を比較して減損処理の要否を検討する方法である。

四半期会計期間末における有価証券の減損処理にあたっては、四半期切放し法と四半期洗替え法のいずれかの方法を選択適用することができる。この場合、いったん採用した方法は、原則として継続して適用する必要がある。なお、年度決算では、四半期洗

替え法を採用して減損処理を行った場合には、当該評価損戻入れ後の帳簿価額と年度末の時価等を比較して減損処理の要否を判断することとなる。

**(棚卸資産の簿価切下げに係る洗替え法と切放し法)**

7. 年度決算において、棚卸資産の簿価切下げに洗替え法を適用している場合は、四半期会計期間末においても洗替え法による。

また、年度決算において切放し法を適用している場合は、四半期会計期間末において、洗替え法と切放し法のいずれかを選択適用することができる。この場合、いったん採用した方法は、原則として継続して適用する必要がある。なお、四半期で洗替え法を採用して評価損を計上した場合、年度決算では、当該評価損戻入れ後の帳簿価額と年度末の棚卸資産の正味売却価額（市場価格が観察できないときの合理的に算定された価額及び年度末において再調達原価によっている場合の再調達原価を含む。以下同様）を比較して簿価切下げの要否を判断することとなる。

**(未実現損益の消去における簡便的な会計処理)**

30. 連結会社相互間の取引によって取得した棚卸資産に含まれる四半期会計期間末における未実現損益の消去にあたっては、四半期会計期間末在庫高に占める当該棚卸資産の金額及び当該取引に係る損益率を合理的に見積って計算することができる。また、前年度又は直前の四半期会計期間から取引状況に大きな変化がないと認められる場合には、前年度又は直前の四半期会計期間の損益率や合理的な予算制度に基づいて算定された損益率を使用して計算することができる。

以 上